

こがねい事業者応援金 よくあるご質問（令和2年9月7日時点）

1 対象者について

No.	質問	回答
1	「常時使用する従業員の数」とは。	<p>中小企業基本法上の「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解しています。</p> <p>日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は該当しません。</p> <p>また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」には該当しません。</p>
2	複数の事業を行っている場合、申請書の業種欄はどこにチェックすればよいか。	主たる業種でチェックしてください。
3	令和2年4月1日以降に創業したが対象となるか。	令和2年3月31日以前に創業していることが要件となりますので、対象となりません。
4	「事業所」とは。	<p>一定の場所を占めて、単一の経営主体のもと、従業員と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われている場所のことを指します。</p> <p>倉庫、社宅、駐車場等、上記の要件に当てはまらないものは、「事業所」には該当しません。</p>
5	市内に事業所があることをどのような書類で判断するのか。	原則、確定申告書の納税地又は事業所所在地欄で判断しますが、確定申告以後に住所を移している等、確定申告書で確認ができない場合は、別の書類の提出をお願いすることがあります。
6	市外に法人登記をしているが、市内に事業所を有して事業を行っている場合、対象となるか。	対象となります。
7	個人事業主で住民登録は市外であるが、市内に事業所を有して事業を行っている場合、対象となるか。	対象となります。
8	個人事業主で住民登録は市内であるが、市外の事業所で事業を行っている場合、対象となるか。	<p>市内における経済活動の維持を目的としているため、市内に事業所を有していない場合は、対象となりません。</p> <p>また、事業所所在地の自治体で類似の給付制度を設けている場合があります。</p>
9	「主たる収入が事業収入であること」とは。	確定申告書の収入金額等の欄において、事業欄の金額が他の欄の金額より多いことをいいます。

No.	質問	回答
10	「被扶養者でないこと」とは。	健康保険の被扶養者でないことを指します。
11	「市税の納税義務者」とは。	市内に事業所を有する場合、原則、市税の納税義務者に該当します。（小金井市市税条例第13条） ただし、市民税のほか、固定資産税等その他市税全体において、令和2年7月末までに納期が到来している市税に滞納がないこと（徴収猶予又は分割納付の誓約がされている場合を除く。）が要件となります。
12	NPO法人も対象となるか。	法人税法上の収益事業（法人税の申告）を行っている場合、対象となります。
13	法人の代表者が個人事業主として別の事業を行っている場合、それぞれで申請は可能か。	法人としての確定申告と個人事業主としての確定申告を別に行っている場合、それぞれで申請が可能ですが、個人事業主分は主たる収入が事業収入であることが要件となります。
14	国や他自治体の給付金との併給は可能か。	可能です。ただし、小金井市事業継続支援給付金との併給はできません。
15	小金井市事業継続支援給付金の申請を行い、不支給決定を受けたが、申請は可能か。	本応援金の対象者要件を満たしていれば可能です。

2 売上減少率について

No.	質問	回答
1	売上減少率の小数点以下の取扱いはどうすればよいか。	小数点以下は切り捨てとしてください。
2	創業から間もないため前年の売上高と比較できない場合はどうすればよいか。	令和2年2月から8月までの連続する任意の2か月間の売上高とその前2か月間の売上高と比較します。 例：連続する任意の2か月を4月～5月とした場合、2月～3月の売上高と比較します。
3	令和元年8月以降に事業を拡大したため、前年と比較すると売上高が増加している場合は対象とはならないか。	令和2年2月から8月までの連続する任意の2か月間の売上高がその前2か月間の売上高と比較して15%以上減少している場合は対象となります。
4	売上高は市内の事業所分だけで比較するののか。	法人（事業）全体の売上高で比較します。
5	公益法人等の場合、売上高に公益事業分は含めるののか。	収益事業分の売上高で比較します。

3 提出書類について

No.	質問	回答
1	収受日付印付きの確定申告書の控えを受領していない場合はどうしたらよいか。	収受日付印が押印されていない確定申告書であっても申請は受け付けますが、通常より審査に時間を要する場合があります。 また、「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することで、収受日付印の代替とすることが可能です。
2	売上高を確認できる書類に所定の様式はあるか。	指定の様式はありません。対象の年月が分かる売上台帳、試算表、売上明細等をご提出ください。
3	通帳を発行していない場合はどうしたらよいか。	振込先の口座情報が分かるものを代わりにご提出ください。

4 その他

No.	質問	回答
1	提出に際し、郵送方法に指定はあるか。	特に指定はありません。
2	振込までの期間はどれくらいかかるか。	申請書を受領してから3週間程度となります。ただし、審査の状況により、振込まで時間を要する場合があります。
3	プリンターを持っていないため、申請書を印刷できない場合はどうしたらよいか。	市役所、図書館、公民館、商工会で申請書を配布しています。また、ご連絡いただければ申請書を郵送します。
4	記入を間違ってしまった場合はどうすればよいか。	新たに申請書を記入いただくか、訂正したい部分に二重線を引き、訂正印（申請書に押印いただく印と同様のもの）を押印の上、訂正してください。 修正テープ等での訂正は不可となります。